

国土交通省による是正命令について

ダイハツ工業株式会社（以下、当社）は、この度の認証不正問題について、2023年12月20日に第三者委員会の調査報告書を受領し、国土交通省へ報告を行いました。報告書内容の事実確認の為、翌日以降、国土交通省による立入検査を受けて参りました。

立入検査の結果、国内販売車種において、特に悪質な不正であると判断された3車種^{※1}の型式指定の取消し手続きが開始されるとともに、新たな不正行為が確認されました。

また、法令違反につながる不正行為を行った当社の体制については、二度とこうした不正行為を起こさない体制への抜本的な改革を促す是正命令を本日受領いたしました。

さらに、基準不適合の可能性のある2車種^{※2}について、リコールが必要な場合は速やかに届出を行うよう指導いただきました。

日本の道路事情に即した「軽自動車」という社会インフラに関わる立場でありながら、認証を軽視していると指摘されざるをえない不正行為により関連法令違反を行ってきたことは、自動車メーカーとしての根幹を揺るがす事態であると、大変重く受け止めております。お客様をはじめとするすべてのステークホルダーの信頼を裏切り、多大なご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫びいたします。

この度の是正命令でいただいたご指摘を真摯に受け止め、認証業務の見直しに留まらず、法令遵守を大前提に、経営、職場風土や文化、適切なモノづくり&コトづくりという3つの観点から改革に取り組み、トヨタの全面的な支援を受けながら、再生に取り組んでまいります。

今後、再発防止策をとりまとめ、国土交通省へ1ヶ月以内に提出し、その後の実施状況についても四半期毎に報告してまいります。

なお、追加で判明した不正行為について、当社として技術検証を行い、安全性能・環境性能が法規基準を満たしていることを確認しておりますが、国土交通省の指示に基づき、認証当局立会いで試験など必要な対応を行ってまいります。

※1：ダイハツ・グランマックス／トヨタ・タウンエース／マツダ・ボンゴ（いずれもトラックタイプのみ）

※2：ダイハツ・キャスト／トヨタ・ピクシスジョイ

以上